

創設の背景

スポーツの普及振興による魅力あるまちづくりに向けて、ソフト、ハード、人材の充実が必要不可欠。その人材である「選手」と「指導者」が非常に重要な役割を担うことから、その資質向上に向けた取組の一環として、指導者にスポットを当てた「指導者表彰制度」を創設（充実）するもの。



指導者表彰の目的

スポーツの分野において、長年にわたり指導者として活動し、後進の指導育成をはじめ、スポーツの普及振興に貢献されてきた方に対し、その功績を称えるとともに、市として感謝の意を表し、より一層の活躍・発展に資すること目的に行うもの。

2

舞鶴市優秀スポーツ賞「指導者表彰制度」の創設について

■ 舞鶴市優秀スポーツ賞 表彰要領（概要）

※赤字部分＝新規

表彰区分	推薦基準	過去の受賞歴					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
優秀賞	①全国大会ベスト4までに入賞（個人又は団体） ②国際大会出場（個人又は団体） ③上記と同等の成績	11	11	3	9	14	13
特別賞	①国際大会ベスト8までに入賞（個人又は団体） ②世界大会出場（個人又は団体） ③上記と同等の成績	1	1	—	1	3	2
特別優秀賞	①世界大会ベスト8までに入賞（個人又は団体） ②オリンピック・パラリンピック出場（個人又は団体） ③上記と同等の成績	—	—	—	—	2	3
功労賞	①多数の権威ある全国大会入賞等の優秀な選手の育成指導（10年以上指導） ②指導者として体育・スポーツの普及・振興・発展に努め、功績が大きい者（20年以上指導） ③スポーツ協会等の役員として府・市レベルのスポーツの普及・振興・発展（20年以上） ④競技団体の役員として、体育・スポーツの普及・振興・発展（20年以上） ⑤上記と同等の功績	1	—	—	—	—	—
		※過去3名が受賞					
【新規】 指導者奨励賞	①指導者として、体育・スポーツの普及・振興・発展（10年以上） ②上記と同等の功績	—					

2 舞鶴市優秀スポーツ賞「指導者表彰制度」の創設について

■ 変更箇所の抜粋

表彰区分	推薦基準
功労賞	①多数の権威ある全国大会入賞等の<u>優秀な選手の育成指導</u>（10年以上指導） ②<u>指導者として体育・スポーツの普及・振興・発展に努め、功績が大きい者</u>（20年以上指導） ③<u>スポーツ協会等の役員として府・市レベルのスポーツの普及・振興・発展</u>（20年以上） ④<u>競技団体の役員として、体育・スポーツの普及・振興・発展</u>（20年以上） ⑤上記と同等の功績
【新規】 指導者奨励賞	①指導者として、体育・スポーツの普及・振興・発展（10年以上の指導） ②上記と同等の功績

【舞鶴市優秀スポーツ賞】表彰者の決定について

【提出書類】

- 対象者の推薦書（定型様式）及びそれぞれ必要な添付書類を提出

【提出方法】

- 市スポーツ振興課へ提出（郵送又は持参）

【表彰の対象期間】

- 令和6年1月～12月末

※「功労賞」と「指導者奨励賞」は推薦基準の年数とする

【提出期限】

- 令和7年1月8日（水）

【表彰者の決定】

- 表彰基準に基づき、舞鶴市優秀スポーツ賞懇話会の意見を聴いたうえで、市長が決定。

※3月頃に表彰式を開催する予定



今後のスケジュール

日程	内容
10月下旬	制度の周知 ※スポーツ協会等を通じて、各団体等へ制度周知
11月～12月	推薦者の受付
R7年1月	舞鶴市優秀スポーツ賞懇話会を開催
2月	受賞者を決定
3月	舞鶴市優秀スポーツ賞 授賞式を開催（予定）

2 舞鶴市優秀スポーツ賞「指導者表彰制度」の創設について

問い合わせ先					
事業名	担当課	担当者	電話番号	FAX番号	メールアドレス
舞鶴市優秀スポーツ賞 「指導者表彰制度」の創設について	スポーツ振興課	堂田 小谷	66-1058	62-9891	suposin@ city.maizuru.lg.jp